

第 3 期 廿 日 市 市 教 育 大 綱 (案)

令 和 8 年 3 月

廿 日 市 市

はじめに（市長のことば）を別途調整

1 廿日市市教育大綱の策定にあたって

(1) 大綱策定の趣旨

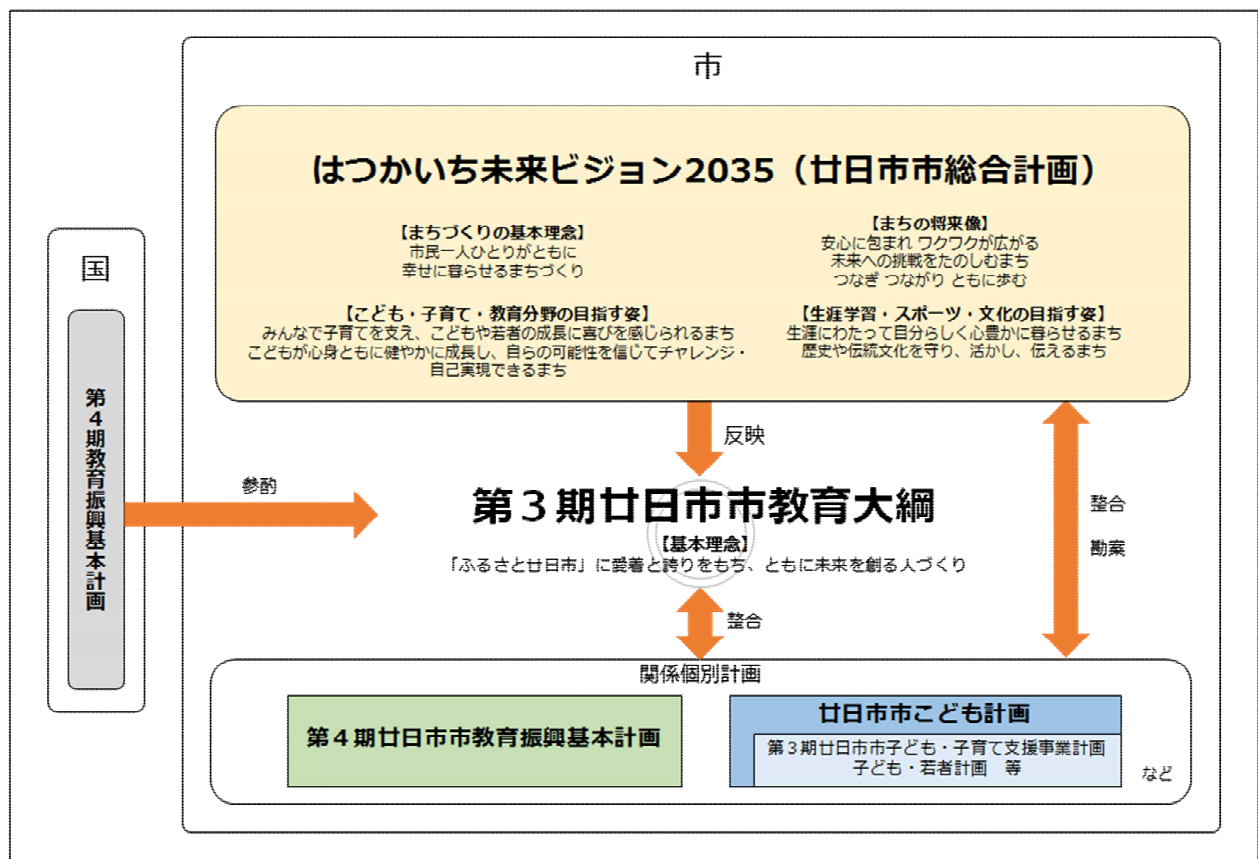
平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

これに基づき、本市では、平成28年度から令和2年度までを第1期、令和3年度から令和7年度までを第2期とし「廿日市市教育大綱」を策定してきました。この度、現行の廿日市市教育大綱の計画期間が満了することに伴い、「第3期廿日市市教育大綱」を策定します。

(2) 大綱の位置付け

廿日市市教育大綱（以下「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を定めるものであり、国の教育振興基本計画を参酌して策定します。

また、大綱は、市の最上位計画である「はつかいち未来ビジョン2035（廿日市市総合計画）」に即するとともに、同計画を勘案して策定する「第4期廿日市市教育振興基本計画」、「廿日市市こども計画」等個別計画と整合を図り策定するものです。



(3) 大綱の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

2 基本理念

「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもち、 ともに未来を創る人づくり

人口減少・少子高齢化や不安定な国際情勢、人工知能（AI）をはじめとするデジタル化の進展、地域のつながりの希薄化など、社会の環境や価値観の変化が加速、多様化しています。私たちはそのような予測が困難な時代にあっても、一人ひとりが心豊かに、幸せを実感しながら生きられる“ウェルビーイングな社会”を目指し、新しいまちづくりを進めていく必要があります。そのために求められるのは、「自らが社会を創り出す」という意識と人づくりです。

「ふるさと廿日市」への愛着と誇りを土台に、市民一人ひとりの「学びたい」という意欲が、個々の学びを生み、その学びが地域への参画へと広がり、さらに新たな学びを育む——。この“学びと実践の好循環”こそが、これからのまちづくりの原動力となります。

その基盤にあるのが、教育の力です。家庭や地域、学校、保育園等の福祉施設、医療機関、行政、事業者などが手を取り合い、一丸となって家庭教育、学校教育、社会教育を推進し、「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」を実現します。

(参考)

●前回提示した案

「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもち、ともに未来を創る人づくり」

●次期総合計画（案）「まちづくりの基本理念」

「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」

●第2期教育大綱における記載内容

「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもち、未来を担う人づくり」

SDGsの理念やSociety5.0の実現、コロナ禍後の社会変化など、これからの時代に対応した未来のまちづくりを進めていくためには、共に未来を担う人づくりが重要です。また、まちづくりに関わることで、学んできたことが生かされるとともに、人とのつながりにより新たな学びが生まれ、人づくりにつながります。

この循環が大切であり、基盤となるのは教育の力です。家庭、地域、学校、行政等がつながり、支え合い、絆を深め、一丸となって家庭教育、学校教育、社会教育を推進し、「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」を実現します。

2 基本理念・説明文（案）の意図

基本理念については前回提示した案のとおり。第2期の基本理念を普遍的価値として据え、時代の変化等を踏まえて各方針を見直す。現在策定を進めている第4期廿日市市教育振興基本計画（案）においても共通の基本理念を掲げることとしている。

（説明文）

人口減少・少子高齢化や不安定な国際情勢、人工知能（AI）をはじめとするデジタル化の進展、地域のつながりの希薄化など、社会の環境や価値観の変化が加速し、多様化しています。

基本理念策定の背景として、はつかいち未来ビジョン2035（次期総合計画）（案）において示された「廿日市市を取り巻く社会潮流」を踏まえたもの。

私たちはそのような予測の困難な時代にあっても、一人ひとりが心豊かに、幸せを実感しながら生きられる“ウェルビーイングな社会”を目指し、新しいまちづくりを進めていく必要があります。そのために求められるのは、「自らが社会を創り出す」という意識と人づくりです。

次期総合計画（案）の大切にしている考え方から「ウェルビーイング」を共有。

第2期教育大綱の基本理念で「未来を担う」としていた表現を「未来を創る」に改め、子どもだけでなく大人を含むすべての世代が主体的に社会を創る姿勢を示している（受動から能動）。

「ふるさと廿日市」への愛着と誇りを土台に

基本理念に採用している「「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもち」の説明箇所。第2期を振り返り、この考え方がすべての方針の根幹となるよう基本理念に位置づけ、学び・行動のきっかけとして、帰属意識を基礎に据えることを示す。

市民一人ひとりの「学びたい」という意欲が、個々の学びを生み、その学びが地域への参画へと広がり、さらに新たな学びを育む——。この“学びと実践の好循環”こそが、これからのまちづくりの原動力となります。
その基盤にあるのが、教育の力です。

ここでいう「学び」は、子どもだけでなく、若者、高齢者まで、すべての市民にとって大切な営みであり、生涯にわたる学びの充実が、地域の活力と幸福度の向上につながる。

これは、第4期廿日市市教育振興基本計画（案）の「基本理念の実現に向け、大切にしている考え方（コンセプト）」に掲げる「教育を通じたウェルビーイングの向上」と「持続可能なまちの創り手の育成」、これにより生まれる「「人づくり」「つながりづくり」「場づくり」の好循環」とも一致する。

家庭や地域、学校、保育園等の福祉施設、医療機関、行政、事業者などが手を取り合い、一丸となって家庭教育、学校教育、社会教育を推進し、

以下の観点から第2期に含まれていなかった保育園等の福祉施設や医療機関、事業者を明記し、幅広い関係者が連携して取り組む姿勢を示す。

〔 保育園等の福祉施設：保育、放課後等デイサービスなど、医療機関：児童発達支援、医療的ケアなど、事業者：キャリア教育・職業体験等を通じた人材育成など 〕

「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」を実現します。

・次期総合計画（案）の基本理念を反映。

3 基本方針

基本理念の実現のため、次の5つの基本方針を定めます。まち全体の「横のつながり」と一人ひとりにとって切れ目のない学びの「縦のつながり」の2つの視点を持ち、各種の施策を展開します。

各方針は、はつかいち未来ビジョン2035（次期総合計画）（案）の「こども・子育て・教育」・「生涯学習・スポーツ・文化」の分野より「2035年度に目指す姿」を反映させている。

<方針①>

みんなでつながり、こどもの育ちを支えます

こどもは周りの大人に育てられるだけでなく、自分の力で学び、感じ、考えながら成長していく存在です。

その歩みを大切にしながら、家庭や地域、学校、保育園等の福祉施設、医療機関、行政、事業者などがつながり、協力し、社会全体でこどもの「育ち」を支えます。

こどもや若者と大人が気軽に関わり、互いに学び合い、こどもを「まんなか」にその成長を見守ることで、成長の喜びの輪が広がるまちをつくります。

(参考)

●前回提示した案

「みんなで子育てを支え、こどもの成長への喜びを広げます」

●次期総合計画（案）「目指すまちの姿」

「みんなで子育てを支え、こどもや若者の成長に喜びを感じられるまち」

（「こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち」）

●第2期教育大綱における記載内容

「まち全体で子どもを育てます」

子ども達の笑顔があふれるまちであり続けるため、子ども達の教育に直接携わる者だけでなく、行政組織内、福祉・医療機関や事業者などがこれまで以上に連携を強め、まち全体で子どもを育てるきめ細やかな体制づくりを進めます。

また、学校と地域、家庭がそれぞれの教育力を発揮し、協働により地域ぐるみで子どもの「育ち」を支援します。

さらに、親などが子育てを学び、交流する機会を提供するなど、親などの「育ち」を支援します。

＜方針①＞（案）の意図

前回提示した案では「みんなで子育てを支え、こどもの成長への喜びを広げます」としていたが、「子育て」という言葉では、家庭や保護者への支援という側面に焦点があたり、こども自身が主体的に成長していく姿が十分に表現されていない、というご意見をいただいた。

修正案では、「子育て」に代えて「こどもの育ち」という言葉を用いることとした。この言葉には、こども一人ひとりが自ら学び、成長していく過程を、社会全体で見守り、支えていくという考え方を込めている。

また、「こどもと大人が気軽につながる居場所が多いまちがよい」という意見を踏まえ、その趣旨を取り入れた。こどもの育ちを起点として、人と人との関わりが広がり、そのつながりを通じて、喜びが地域全体に広がっていく。そうした姿を、市として大切にしていこうとする姿勢を表している。

他の計画との整合

次期総合計画（案）において、近年の少子化やこどもを取り巻く課題を背景に、すべてのこども若者が心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、等しく権利が保障され、健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現が求められていることが示されている。また、「目指すまちの姿」として「みんなで子育てを支え、こどもや若者の成長に喜びを感じられるまち」、「こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち」を定め、こどもを社会全体で支え、その成長を地域の喜びとして共有するという方向性を明確にしている。

現在策定を進めている廿日市市こども計画（案）では、将来像として「つながり みんなで育つ こどもまんなか はつかいち」を掲げ、こどもを「まんなか」に据え、みんなでその成長に関わり合うまちづくりを教育の分野からも共有・推進すること、家庭・学校・地域・行政などがそれぞれの立場からこどもの「育ち」を支え合い、こどもの成長を地域全体の喜びとして分かち合うことを目指している。

さらに、第4期廿日市市教育振興基本計画（案）の主な取組のとして、「地域全体で児童生徒を育てる体制づくり」、「家庭・学校・地域との連携によるこども・若者の健全育成」を推進することとしている。

<方針②>

「いのち」を大切にし、他者を思いやる心を育みます

すべての人が自他の「いのち」を尊び、他者を思いやる心をもって生きることは、豊かな人間関係と共生社会の基盤です。

市民一人ひとりが、自らをかけがえのない存在として尊重するとともに、性別や年齢、国籍、人種、文化、価値観といった異なる特性を認め合い、他者を大切にする心を育む取組を進めます。

学校教育においては、子どもたちが互いに関わり合う体験的な学びや道徳教育を充実させ、いのちや人権の尊重を学ぶ機会を広げます。また、地域においても、ゲートキーパーの養成や人権啓発などを通して、まち全体で「いのちを大切にする文化」を育みます。

こうした取組を通じて、一人ひとりが安心して自分らしく生き、他者と支え合う地域社会を目指します。

※ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

(参考)

●前回提示した案

「心身の健やかな成長による子どもたちの自らのチャレンジ・自己実現を支援します」

●次期総合計画(案)「目指すまちの姿」

「子どもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち」

●第2期教育大綱における記載内容

「いのちを大切にする心を育みます」

市民一人ひとりが、多様な価値観を認識し、他者を尊重するとともに、自らをかけがえのない存在だと実感することができる取組を推進します。学校においては、すべての幼児・児童・生徒がお互いに関わり合う活動や体験活動を積極的に取り入れるとともに、道徳教育などを一層充実します。また、ゲートキーパー(※)の養成など自殺対策の強化や人権教育・啓発を通じて、まち全体でいのちを大切にする心を育みます。

※ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

＜方針②＞（案）の意図

前回提示した案では「心身の健やかな成長によるこどもたちの自らのチャレンジ・自己実現を支援します」としていたが、心身の健やかな成長や自己実現は幅広い世代に共通する目標であり、その基盤となる「いのち」や人権の尊重、他者を思いやる豊かな心の育成について触れることが重要であるとの意見が出された。

このため、方針を整理し、「いのちを大切にし、他者を思いやる心を育む」ことを一つの柱として明示した。これは、第2期教育大綱で掲げる「いのちを大切にする」という理念を継承しつつ、こどもたちが自他の生命を大切にしながら、異なる特性や価値観を理解し、他者を尊重する姿勢を身につけることをめざすことを「他者を思いやる心を育む」と表現したもの。

学校においては、こどもたちが互いに関わり合いながら学ぶ活動や体験を通して、思いやりや命を尊重する心を育む教育を一層充実させる。あわせて、人権教育・道徳教育・自殺対策（ゲートキーパー養成等）の取組を地域ぐるみで進め、まち全体で「いのちを大切にする心」を育む社会の実現を目指す。

なお、「心身の健やかな成長」や「自己実現」については、他の方針（特に方針③）に内包されており、本方針ではその前提としての「豊かな人間性の形成」に重点を置いている。

他の計画との整合

第4期廿日市市教育振興基本計画（案）の主な取組として、「道徳教育の推進」や「児童生徒の命を守る取組の充実」などに取り組むこととしている。

<方針③>

心身の健やかな成長を促し、 自らの可能性に挑戦できる力を育みます

こども一人ひとりが自らの可能性を信じて挑戦し、自己実現を目指すことができるよう、学校・家庭・地域が連携してその成長を支えます。

学校教育においては、知・徳・体（確かな学力、豊かな心、健やかな体）のバランスのとれた学びを推進し、学ぶ意欲や問題発見・解決能力、豊かな創造性を育むとともに、体験活動やスポーツ・文化芸術活動などを通して、失敗を恐れず挑戦する姿勢を支え、達成感を味わえる機会を充実させます。

また、地域や家庭とも協働し、こどもが自ら考え、行動し、未来を切り拓く「生きる力」の育成を進めます。

(参考)

●前回提示した案

「心身の健やかな成長によるこどもたちの自らのチャレンジ・自己実現を支援します」

●次期総合計画（案）「目指すまちの姿」

「こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち」

●第2期教育大綱における記載内容

「たくましく自立し、学び合い高め合う教育を推進します」

グローバル化や技術革新、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした価値観の転換など社会が大きく変化する中、子ども達が高い志や意欲をもった自立した人間として、他者と協働しながら主体的に行動することや、多様な情報を活用することなど、将来、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む教育を推進します。

＜方針③＞（案）の意図

前回提示した案では、「心身の健やかな成長による子どもたちの自らのチャレンジ・自己実現を支援します」を1つの方針としていたが、「いのちを大切に作る心」や「他者を思いやる豊かな人間性の育成」は独立した方針（方針②）として示すことで、方針を2つに分けて整理した。

本方針③では、方針②で示した「人間性の育成」を基盤とし、その上に立って、子どもたち自身が主体的に学び、挑戦し、成長していく力を育むことを目的としている。

「支援します」という表現は行政主導の印象を与えるため見直し、子どもが自らの力で成長しようとする姿を地域全体で促し、環境を整えるという考え方を重視した。

また、教育の本質である「知・徳・体（確かな学力、豊かな心、健やかな体）」の調和を図り、特に「知」の部分が見えにくいとの意見を踏まえて、学力の充実や探究的な学び、創造力の育成など、知的な成長面の視点を明確に位置づけた。

これにより、方針②が「心（人間性）」を中心に据えた内容であるのに対し、本方針③は「知・体」も含めた総合的な成長と自己実現への挑戦を柱としている。

他の計画との整合

第4期廿日市市教育振興基本計画（案）においても、「知・徳・体」について、主な取組として、「確かな学力の育成」、「豊かな心と健やかな身体の育成」を推進することとしている。

<方針④>

生涯にわたる「学びたい」に応えます

人生のあらゆる段階で、市民が自発的に、自らの興味や関心に応じて学び続けられる社会の実現に取り組みます。

スポーツ・文化芸術など、廿日市市ならではの地域資源を生かし、身近で多彩な学習の機会を提供するとともに、学びを通じた人と人とのつながりを広げます。

また、学んだことが地域の活動や仕事、生活の中で活かされるような環境を整え、一人ひとりが自分らしく、心豊かな人生を送ることができるまちを目指します。

(参考)

●前回提示した案

「生涯にわたって自分らしい心豊かな育ちを支援します」

●次期総合計画(案)「目指すまちの姿」

「生涯にわたって自分らしく心豊かに暮らせるまち」

●第2期教育における記載内容

「生涯にわたる一人ひとりの学びを支援します」

文化、芸術、スポーツ等の廿日市市ならではの地域資源を積極的に活用し、誰もが利用できる身近で多彩な学習機会を提供することにより、個々の学びや学びを通じた人のつながりを促します。

また、学んだことが活かされるような環境づくりを進め、人づくり・まちづくりに取り組みます。

＜方針④＞（案）の意図

前回の案では「生涯にわたって自分らしい心豊かな育ちを支援します」としていたが、「支援します」という表現が行政からの一方向的な支援を想起させるとの意見があった。

第3期教育大綱では、市民一人ひとりが持つ「学びたい」という思いを尊重し、その思いに応え続けることを重視する観点から、方針を「生涯にわたる『学びたい』に応えます」へと改めた。

ここでいう「学びたい」とは、学校教育や社会教育にとどまらず、地域活動、スポーツ・文化芸術、仕事や生活を通じたものなど、多様な学びへの意欲を含む。市民が人生のあらゆる段階で、自らの興味・関心に応じて学び続けられる環境づくりを進めることが、この方針の中心にある。

また、「学びたい」に応えることは、個人の成長を支えるだけでなく、学びを通じた人と人とのつながりや地域のにぎわい、文化の継承にもつながる。廿日市市ならではのスポーツ・文化芸術などの地域資源を生かし、身近で多彩な学習機会を提供することで、学びが暮らしや地域に息づき、市民が自分らしく、心豊かな人生を送ることができるまちの実現を目指す。

他の計画との整合

第2期教育大綱で掲げた「生涯にわたる一人ひとりの学びを支援します」という理念を継承しつつ、「行政による支援」から「市民とともに築く学び」への発展を表現したもので、第4期廿日市市教育振興基本計画（案）においても、「多様な学習機会の充実」や「学びを生かす機会の充実」に取り組むこととしている。

また、第4期廿日市市教育振興基本計画（案）の「基本理念の実現に向け、大切に考える考え方（コンセプト）」（「教育を通じたウェルビーイングの向上」と「持続可能なまちの創り手の育成」）とも一致する。

<方針⑤>

歴史・伝統文化・自然を知り、守り、活かし、伝え、 ふるさとを未来へつなぎます

廿日市市は、豊かな自然と長い歴史の中で育まれた文化、産業、そして人々の営みが調和するまちです。

世界遺産「厳島神社」を有する宮島など、市内各地域には、古代からの歴史的遺産、伝統行事、地域文化、そして美しい自然環境など、ふるさとを形づくる多様な地域資源が息づいています。

私たちは、これらの地域の宝を知り、その価値を理解したうえで、守り、活かし、次の世代へと伝えていくことを大切にします。

学校教育や地域の学習活動では、ふるさとの魅力や文化、自然にふれる体験を充実させ、市民一人ひとりの地域への誇りと愛着を育て、かけがえのない宝を次世代へつないでいきます。

(参考)

●前回提示した案

「歴史と伝統文化を守り、活かし、伝える心を育みます」

●次期総合計画(案)「目指すまちの姿」

「歴史や伝統文化を守り、活かし、伝えるまち」

●第2期教育大綱における記載内容

「ふるさとに誇りと愛着をもつ心を育みます」

「廿日市市の宝」を次世代につなげていくための保存・継承に係る取組を確実に行うとともに、魅力ある郷土の歴史や文化、産業について学びや体験の機会を充実することによって、ふるさとを愛し誇りに思い、地域の発展に貢献する人を育成します。

＜方針⑤＞（案）の意図

第2期教育大綱では、「ふるさとに誇りと愛着をもつ心を育みます」という方針を掲げ、郷土の歴史・文化・産業への理解と継承を中心に取り組んできた。

第3期では、基本理念として「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもち、ともに未来を創る人づくり」を掲げ、この理念をすべての方針の根幹に据えている。

前回提示した方針案「歴史と伝統文化を守り、活かし、伝える心を育みます」に対しては、「まず知ることから始まる」「行動を伴う表現にした方がよい」「自然も視野に入れるべき」との意見があった。

本方針では、「心を育む」段階から一步進めて、知る・守る・活かす・伝えるという行動につなげることを重視した。また、「自然」という言葉を方針の中に明記した。

さらに、「未来を創る人づくり」という教育大綱の基本理念との整合を図り、ふるさとを未来へつなぐという視点を明確に打ち出した。

方針⑤の表現は、

- 「知る」：郷土の価値や魅力を理解する学びの出発点
- 「守る」：文化財や自然環境を大切に保全する姿勢
- 「活かす」：地域資源をまちづくりや教育に生かす創造性
- 「伝える」：次世代へと受け継ぐ責任と行動

を一連の流れとして示すもの。

学校教育ではふるさと学習などを通じて地域理解を深め、地域では文化行事や伝統芸能の継承活動を支えるなど、世代を超えて郷土の誇りを共有し、未来をともに創る人づくりを進める。

他の計画との整合

廿日市市における多様な地域資源は、「歴史・文化・自然」が一体となって形成されている。宮島まちづくり基本構想にもこの考え方が示されており、本方針はその価値を重視する姿勢を明確にしている。

第4期廿日市市教育振興基本計画（案）においても、主な取組として「文化財の保存・活用」、「宮島の歴史や文化とその価値の継承」を推進することとしている。

また、廿日市市文化財保存活用地域計画では、市内全域を対象として、文化財を「地域の誇り」であり「次世代へ継承すべき地域資源」と位置づけ、保存と活用の両立を図る方針を掲げている。

本方針はこれらの考え方と整合し、地域の魅力を未来へ継承する取組を推進するもの。